

掛川市立中学校部活動ガイドライン

掛川市立桜が丘中学校

1 部活動の目標

- (1) 技術の向上、体力の増進、健全な精神（たくましく・しなやかな心）の涵養をはかり、生徒の個性を伸ばさせる。
- (2) 共通の目的意識のもとで活動することにより、仲間との連帯感・協調性を養う。

2 部活動の設置や活動日等について

- (1) 部活動は、校長の方針の下に地域の実情に応じて設置する。（活動が継続困難になった場合は規定に基づき検討する。また、新設および再設はしない）
- (2) 生徒の部活動への参加は自由加入とする。
- (3) 活動日、時間等は校長会や中学校体育連盟の申し合わせ事項に準じて活動する。

【活動日等の設定基準】

(1) 活動日

ア 常時活動

- (ア) 平日：週3日（原則として火曜日、木曜日、金曜日）とする。
- (イ) 週休日：原則として、土曜日又は日曜日、どちらかとする。
- (ウ) 3日以上連続の場合、必ず休養日を設ける。
☆大会等がある場合には別に休養日を設ける。

イ 長期休業の活動

- (ア) 校長は、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、許可をする。
- (イ) 一定期間部活動を休止する期間を設ける。
- (ウ) 土、日曜日は、大会以外は原則として行わないこととする。

ウ 大会（中体連・中文連及び関連する各種団体の主催大会）期間中の活動または大会日程等から土日両方とも活動した場合は、代替りの休養日を設定する。

(2) 活動時間

ア 部活動は、必ず指導者（教員または指導員）の監督指導の下で実施し、学校で定められている下校時刻までの活動とする。

イ 常時活動は、活動日の年間の平均で、活動時間が平日2時間、休日3時間を超えないようにする。（大会は別とし、準備片付けは含まれない）

☆活動及び活動場所については月毎に計画を提出する。（大会については要項を添付する）

ウ 長期休業中は、1日平均3時間を超えないようにする。

3 指導上の留意点について

- (1) 学校教育活動の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗などに偏った指導にならないように努める。
- (2) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり、学校教育に対する信頼を失う行為であるので、これらの行為は全て禁止とする。
- (3) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定する。また、用具や施設の点検、管理等を行い、生徒の安全確保に万全を期する。
- (4) 部活動の目的が、保護者によく理解されるよう啓発を図る。

4 その他

- (1) 本校ガイドラインは掛川市中学校部活動ガイドラインを基に策定されている。ガイドラインはホームページで公表する。
- (2) 必要に応じて、本校の実態に合わせて見直しを図る。（令和4年3月）